

特定販売の業務概要

特定販売の業務概要

記載様式は任意ですが、記載すべき項目は本例を参考にしてください。

使用する通信手段 (該当するものに丸をつける) (その他に丸をした場合は具体的な記載をする。)	電話・ファックス・インターネット・メール・ その他 ()
販売する医薬品の区分 (該当するものに丸をつける。)	指定医薬品・指定医薬品以外の医薬品
申請書に記載する店舗の名称と異なる名称を表示するときはその名称	ドラッグストア〇〇通信販売部
特定販売を行おうとする医薬品についてインターネットを利用して広告するときは、主たるホームページアドレス	http://www.oooo

特例店舗販売業における医薬品販売の広告は原則として地域限定の新聞ちらし等に限定されますので、これらの通信手段は利用できません。

申請書に記載する「店舗の名称」と異なる場合はその名称を記載してください。同一の場合は「店舗の名称と同一」と記載してください。

特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合のみ記載が必要です。

記載したホームページには、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第四百七条の七」に記載されている項目が遵守されている必要があります。

購入者等が通常最初閲覧する「トップページ」又は「メインページ」のアドレスを記載してください。

1つの店舗が複数のホームページを開設している場合は、それらすべてのホームページアドレスを記載する、又は、それらのリンクをまとめたアドレスを記載してください。

ホームページの閲覧に必要なパスワード等がある場合は併せてそのパスワード等を提出してください。

ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を実施する場合は当該ソフトの入手方法等に関する資料を代わりに提出してください。